

## 1 三鷹市(まちづくりディスカッション)

まちづくりディスカッションとは、無作為抽出によって選ばれた18歳以上の市民のかたに参加依頼書を送り、承諾を得たかたに参加していただく、無作為抽出による市民討議会のことです。  
ドイツで実施されているプラウンクスツェレという市民参加の手法を参考にしています。

プラウンクスツェレの特徴としては、以下のような点が挙げられます。

話し合いへの参加者を無作為抽出で選ぶ

参加者に謝礼を払う

1グループ5人に分けて参加者だけで話し合い、全体で投票を行う

各話し合いの前に現状や課題などの情報提供を行う

プラウンクスツェレでは、5つのグループ(25人)が4日間で1回あたり90分の話し合いをメンバーを替えながら16回繰り返します。

### 三鷹市における無作為抽出による市民討議会「まちづくりディスカッション」

三鷹市では、プラウンクスツェレの形式をそのまま導入するのではなく、先行事例として学び、これまでの市民参加・協働の歴史を踏まえて、三鷹の地域特性に応じた工夫を加えて「まちづくりディスカッション」を開催しています。

まちづくりディスカッションは、これまで市民参加の機会や経験のなかった市民のかたを含め、より広く多くの市民の皆様から率直な意見を聴取するために有効な手法として、平成18(2006)年から「まちづくりディスカッション」を開催しています。これまで開催したまちづくりディスカッションは、以下のとおりとなります。

### まちづくりディスカッション2006(平成18年8月実施)

三鷹青年会議所と三鷹市がパートナーシップ協定を締結し、協働の取り組みによる「三鷹まちづくりディスカッション2006」を開催しました。

テーマ

「安全安心のまちづくり 子どもの安全安心」

### 第4次基本計画(第1次改定)に向けた「みたかまちづくりディスカッション」(平成27年10月・11月実施)

平成34(2022)年度を目標年次とした第4次基本計画第1次改定にあたり、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるために開催しました。

テーマ

「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を拠点とした地域の元気を創造するまち」

「活力と魅力のあるまちづくり」

「これからの地域福祉と、人と人が支えあうまちづくり」

## 2 新宿区(新宿区民会議)

新宿区基本構想の見直しと、新基本計画及び新都市マスタープランの策定にあたり、区民の皆さんの意見を広く構想・計画に反映させるため、皆さんに主体的に検討いただく会議です。

会議は、6つの分科会に分かれ、新基本構想、新基本計画、新都市マスタープランに盛り込むべき内容を検討し、平成18年6月までに区長へ提言いただきます。

### 6つの分科会

第1分科会…子育て、教育、青少年

第2分科会…健康、高齢、障害、介護

第3分科会…まちづくり、防災、景観

第4分科会…みどり・環境、リサイクル

第5分科会…産業、分化・観光

第6分科会…コミュニティ、自治制度、協働・参画、地域安全、多文化共生

## 3 上越市(地域自治区)

### 1 地域自治区制度の目的と概要

市では、地域自治区制度をいかにして、市民の皆さんが日頃の暮らしの中で感じている問題や、様々な地域事情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたいと考えています。

#### 地域自治区制度の目的

#### 自主自立のまちを実現していくための仕組み

地域自治区制度は、「自主自立のまち」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていけるため、また多様な地域特性や市民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

#### 地域自治区制度の概要と制度導入によるメリット

##### 1. 市の全域に28の「区」を設置

より多くの市民の皆さんからもっと「身近な地域」に目を向けていただいたり、市政に関心を持っていただくための仕組みとして市の全域に地域自治区を設置しています。

##### 2. 各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題について、そこで暮らす住民の皆さん自らがその解決方法等を議論し、地域の意見をとりまとめ、市長に意見を伝えるための機関です。

##### 3. 各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における市民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

もっと  
身近な地域に目を向け、愛着を持てるように

もっと  
様々な立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

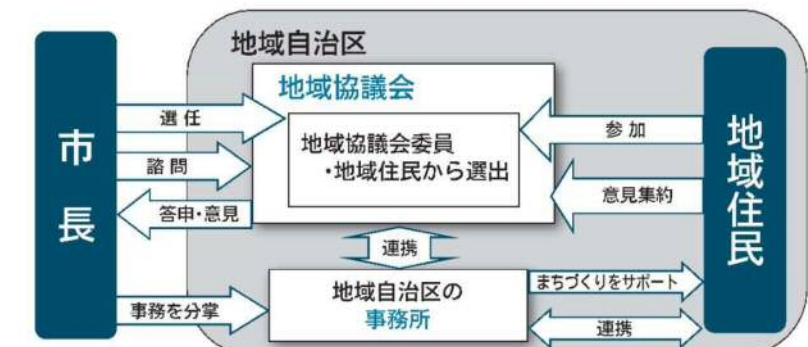
もっと  
市民ニーズや地域の実情に合った市政を進められるように

もっと  
身近な地域に関する情報を共有しやすくなるように

もっと  
地域で活躍している多様な担い手が連携しやすくなるように

もっと  
身近な地域を軸に総合的なまちづくりを進められるように

#### 地域自治区のイメージ図





## 4 八王子市(無作為抽出による附属機関等の市民委員等の公募)

無作為抽出方式による附属機関等の市民委員等の公募を行います。

市民の皆さんのより多様なご意見を市政に反映するため、従来の応募方式による公募のほか、無作為抽出方式による公募を導入します。

このたび、市内に住居登録のある方の中から無作為に選ばせていただいた1,000人の方に、市民委員及び市民参加者(以下「市民委員等」という。)の候補者名簿への登録のご案内を送付しました。

案内文書がお手元に届いた方は、市民参加による協働のまちづくりにご協力をお願いします。

### 市民委員等候補者名簿とは

◆ご案内に対して同意の返信をいただいた方を、附属機関・懇談会等(以下「附属機関等」という。)の市民委員等の候補者として、「市民委員等候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登録します。

◆作成した候補者名簿をもとに、市の附属機関等の担当所管の職員から、市民委員等への就任依頼の連絡を差し上げます。

◆候補者名簿の有効期間は平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間となります。

### 市民委員等の皆さんの役割とは

◆市民委員等に就任された皆さんは、附属機関等の会議の中で、市民の視点から、率直なご意見をいただきたく考えています。専門的な知識や経験のない方も遠慮なく登録へのご同意をお願いします。

◆附属機関等の任期は2年～3年となっており、その間の会議にご出席いただくこととなりますが、ご都合が合わない場合は附属機関等の担当所管にご連絡いただき、ご欠席していただくことも可能です。

## 5 豊田市(学生によるまちづくり提案)

### 学生によるまちづくり提案(平成28年度版) 募集要項

テーマ	とよたのまちを使って、学生の想いをカタチにし、ミライにつながるチャレンジ
目的	学生の視点を活かして、大学のある豊田市が、暮らすまち、活動するまちとして楽しく、魅力あるまちへ発展することを目的とする。
参加条件	① 学生、学生で構成する団体・グループ(他大学学生との連携も歓迎) ② 大学の研究室・サークル等での提案も可 ※①②ともに、参加者オリエンテーション(平成28年7月上旬頃)に参加できること(団体・グループの場合は代表者の参加も可)
申込み	平成28年6月24日(金)までに、「参加申込書(様式1)」に氏名、連絡先、応募動機等必要事項を記入の上、電子メールで豊田市次世代育成課へ提出。
主な活動内容	① アイデア提案・企画づくり講座に参加 ② 学生による、とよたのまちを活用するための企画提案 ③ 10～12月頃に開催予定のイベントにおける企画案の実現
サポート体制	・アイデア提案、企画づくりをサポートする講座を開催(3日程度) ・必要に応じて、市職員の協力もあり (参加者オリエンテーション、アイデア提案ワークショップ、情報発信講座等)
スケジュール	裏面「全体スケジュール」を参照
募集人数	100名程度
参加賞など	・企画案を提出(エントリー)いただいた学生の皆さんには、参加賞(図書カード)を進呈します。 ・活動にかかる経費(交通費含む)を予算の範囲内で補助します。(上限10万円程度/団体)
提案の活用	いただいた提案は、豊田市ホームページなどで概要を公表するほか、優れた案は、別に発表の機会を設けることや、市の施策へ反映していきます。
問合せ	豊田市子ども次世代育成課 安川・加藤 〒471-8501 愛知県豊田市西町3-6-0 電話(0565)34-6630 FAX(0565)34-6938 E-mail jisedaikusei@city.toyota.aichi.jp

## 6 宮崎市(地域自治区)

宮崎市では、地域コミュニティの活性化とまちづくりの支援について検討してきました。このような中、平成16年度に地方自治法が改正され、地域住民の声を市政に反映させるしくみである「地域自治区制度」が新設されました。

### 地域協議会

地域自治区ごとに設けられた地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映させるための組織です。

協議会委員は、地域内に居住する方で、地域内で活動する自治会や子ども会、老人クラブなどの各種団体等からの推薦の委員と、公募による委員で構成されています。委員の定数は、地域自治区内の人口が5万人未満の場合は20名以内、5万人以上の場合は25名以内となっています。

また、各地域協議会の事務局を支援するために、各地域に地域コーディネーター等を配置しています。

### ＜地域協議会の役割＞

・地域の連携の強化: 地域の情報交換や各種団体との連携を図り、地域での課題解決に取り組む自主的な協働活動を推進します。

・施策の提言: 特色ある地域づくりや、地域で生じている課題の解決に必要な施策の提言を行います。また、地域で実施されている市の施策に対する改善や、市と地域住民との連携について提言します。

・諮問の協議: 市の施策の決定や変更等で地域に関係するものについて、市長の諮問を受け協議し意見を述べます。

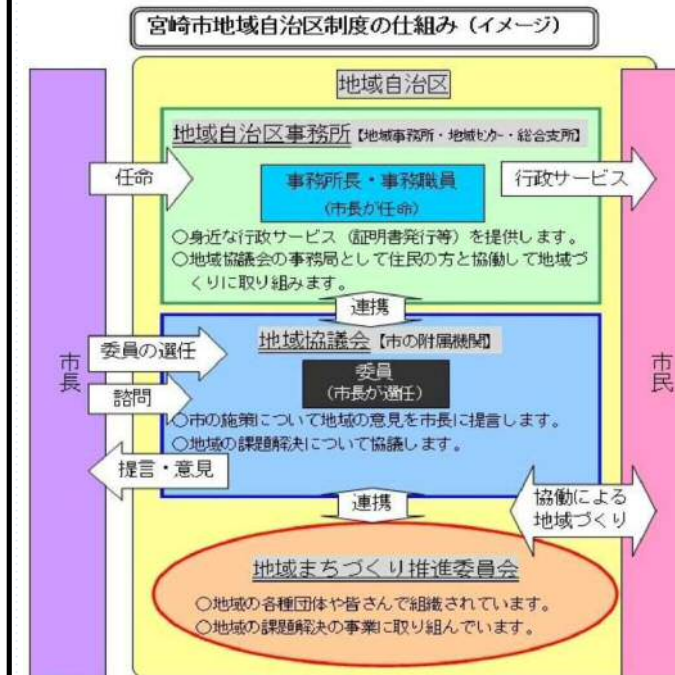
住民主体のまちづくりの推進 地域づくりの方向性を定め、地域の課題解決の実践組織「地域まちづくり推進委員会」が行う事業について協議し、意見を述べます。

### 地域まちづくり推進委員会

地域まちづくり推進委員会(名称が「地区振興会」「地域づくり協議会」「まちづくり協議会」等の地域があります。)は、地域コミュニティ活動交付金の交付を受け、まちづくりを実践する地域住民の組織で、現在、27団体が設立されています。

だれでも、自由に参加することができ、現在約2,200人のメンバーが参加・参画しています。その構成は、地域住民からの応募、自治会・PTAなどの地域の各種団体やNPOに所属する方など様々で、各部会(又は実行委員会)に分かれて事業を実施しています。

平成21年度は初年度にもかかわらず、255の事業が実施され、学識経験者等で構成する評価委員会においても、その活動が高く評価されています。また、平成26年度は、426の事業が実施されました。



### 『宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例』の概要 ～(通称)きずな社会づくり条例～

1. 条例制定の背景、趣旨(前文)
  - 【背景】
    - ・地域住民により組織された『自治会』が、住民生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。
    - ・地域自治区制度のもとで、『地域まちづくり推進委員会』が、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域課題の解決に向けた活動に取り組んできた。
    - ・両者は、本市における住民主体のまちづくり、地域社会の振興に大きく寄与してきた。
  - 【課題】
    - ・地域に対する住民の関心、住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している。
  - 【趣旨】
    - ・住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくためには、市民、事業者及び市が連携して『自治会』及び『地域まちづくり推進委員会』の活動の活性化を推進していく必要がある。
    - ・『自治会』及び『地域まちづくり推進委員会』の活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、その活性化を推進するため、この条例を制定する。

2. 基本理念(第2条) ※第1条は定義規定
  - (1) 支え合い及び助け合いの精神に基づいて地域住民相互のつながりを強化すること。
  - (2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
  - (3) 市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

